

令和3年6月30日招集

6月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和3年度6月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年6月30日(水)午後2時から午後2時43分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員 (21人)

1番 虎澤栄三	2番 石山和徳	3番 渡邊芳枝
4番 小戸田修子	5番 鈴木健二	6番 小熊義信
7番 山岸信一	8番 成田誠一	9番 内藤浩一
10番 谷澤康雄	11番 坂井雄一	12番 塚原幸夫
13番 鈴木金一	14番 別所正幸	15番 神田和博
16番 石塚絹代	17番 田中さとみ	18番 仁多見繁隆
19番 齋藤茂博		
5番 増子修平 (農地利用最適化推進委員)		
19番 新保孝修 (農地利用最適化推進委員)		

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第25号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第26号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第27号	新潟農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について
議案第28号	横越農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について
議案第29号	亀田農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について
議案第32号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第30号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第31号	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)に対する意見について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂井靖彦 事務局次長 佐藤敏宏 事務局次長 小林友衛

農地係長 伊藤洋 農政振興係長 八百板恵 管理係主査 遠藤文博

7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより6月定例総会を開会いたします。本日は、全員出席です。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、調査委員長として農地利用最適化推進委員の増子修平委員、新保孝修委員からもご出席いただいております。よろしくお願いいたします。同委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ、議長席へお願いします。</p>
議長(会長)	<p>(虎澤会長 挨拶)</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。4番小戸田修子委員、7番山岸信一委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。新潟市中央農業委員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、農地部会及び農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長さんから、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、別所農政振興部会長さんから議長を務めていただき、その他については私が議長を務めることといたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事ですので、議長は、鈴木農地部会長と交代いたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>(鈴木農地部会長 挨拶)</p>

<p>農地係長</p>	<p>議事の都合上、追加の議案第32号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第25号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第26号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>農地係の伊藤でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、大江山地区で1件、亀田地区で2件の計3件です。農地法第4条許可申請に関する処分決定が、石山地区で1件、大形地区で1件の計2件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大形地区で1件、大江山地区で1件、曾野木地区で1件、横越地区で2件の計5件です。今月の議案件数は合計で10件となります。また、すべての案件が、調査委員会に付されておりますので、私からの説明は割愛させていただき、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いいたします。</p>
<p>第1地域調査委員長</p>	<p>第1地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、第3条申請が1件、第4条申請が2件、第5条申請が3件でした。</p> <p>まず、追加議案第32号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。1ページ1号は、譲受人から事情聴取しました。農地を贈与によって、取得するものです。譲渡人は耕作できないため、隣地を耕作している譲受人に話をしたところ、話がまとまり申請に至りました。申請地は江南区蔵岡の畑1筆433㎡で農用地区域外です。世帯の経営面積は、407.76aです。農業従事者は1名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。</p>

次に、議案第25号農地法第4条許可申請についてです。議案書1ページ1号は、転用者から事情聴取しました。農地を露天駐車場敷地に転用するものです。申請地は、近隣にあるデイサービスの関係者やスタジアム利用者からの要望もあり、以前から露天駐車場敷地として使用していましたが、今回違反状態を是正するため、始末書を添付し申請に至りました。申請地は、中央区清五郎の畑1筆360㎡です。農地区分は、集落内にある10ha未満の小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。転用にあたり、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、今後は農地法を遵守するよう指導しました。

1ページ2号は転用者の代理人から事情聴取しました。自己所有の農地を露天駐車場に転用するものです。転用者は、集落内の道が狭く、車で入っていくのが大変であったり、申請地近くのお寺からの要望もあったため、申請地を露天駐車場敷地に転用するため申請に至りました。申請地は、東区一日市の畑2筆795㎡です。農地区分は、申請地の西側に10ha以上の農地が広がっているため第1種農地ですが、集落内に居住する者の日常生活に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、許可できるものです。資金は自己資金で賄います。周辺に農地はなく、被害を考慮する必要がないことから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

次に、議案第26号農地法第5条許可申請についてです。2ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在アパートに住んでいますが、子供が生まれ手狭となったことから、実家近くの父親所有の農地に個人住宅を建築するため、申請に至りました。申請地は東区本所3丁目の畑1筆449㎡です。農地区分は、住宅が連たんしている区域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。資金は自己資金と借入金で賄います。周辺に農地はなく、被害を考慮する必要がないことから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

2ページ2号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買によって取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、結婚することが決まり、お互いの勤務先への交通アクセスのいいこの申請地に個人住宅を建築するため、申請に至りました。申

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>齢で耕作できなくなったこと、規模拡大を考えていた譲受人との間で話がまとまり、売買で所有権移転をするため申請しました。申請地は、江南区砂岡5丁目の田4筆1,998㎡で、農用地区域外です。譲受人の経営面積は11,794㎡、主に樹木の苗木を中心とした農業経営で、農業従事者は3名、農業経験に問題はなく、経営農地は全て耕作されており、今後も耕作できるものと認められることから、取得後もしっかりと耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、議案書2ページ横越地区4号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を購入し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は職場に近い所で、住宅の建築を考えていたところ、農地を処分したい渡人との間で合意し申請となりました。申請地は、江南区横越川根町2丁目の田1筆266㎡です。農地区分は、申請地の前面道路に水道、下水道が埋設され、500m以内に医療施設が存在することから、第3種農地と判断されます。資金は金融機関からの借入で賄います。転用にあたり、周辺農地に被害を与えないよう注意し、雨水関係は既存側溝へ、生活雑排水は公共下水道で処理します。許可するにあたって問題ないものと判断し、許可ができるまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次に議案書3ページ横越地区5号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を売買で購入し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在両親と同居していますが、子供の成長と共に手狭となり、住宅の建築を実家の近くに考えていましたが、譲渡人より土地の提供を受け、申請となりました。申請地は、江南区小杉5丁目の畑1筆286㎡です。農地区分は、西側が一団の農地に隣接し、概ね10ha以上の農地区域にあたることから、第1種農地と判断しました。資金は、自己資金と金融機関からの借入で賄います。転用にあたり、隣接農地には土留めを設置し、被害をあたえないよう注意すること、また雨水は市道の側溝へ、污水関係は公共下水道で処理します。許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p> <p>ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
------------------	---

議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、追加の議案第32号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、本冊1ページの議案第25号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊2ページ～3ページの議案第26号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に議案第27号新潟農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について、議案第28号横越農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について、議案第29号亀田農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
農地係長	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書4ページから9ページと別冊の資料1から3をご覧ください。新潟、横越及び亀田の農業振興地域整備計画の変更に係る新潟市長からの意見照会です。新潟農業振興地域整備計画の変更については、議案書4、5ページ、資料1に記載のとおりです。大形地区で指定錯誤が1件、両川地区で新潟県農業共済組合の職員、公用車駐車場が1件の計2件で、農用地区域から除外するものです。ま</p>

	<p>た、県営湛水防除事業を実施するためにマスタープランの変更を行うものです。</p> <p>横越農業振興地域整備計画の変更については、議案書6、7ページ、資料2に記載のとおりです。県営湛水防除事業及び、県営経営体育成基盤整備事業を実施するためにマスタープランの変更を行うものです。</p> <p>亀田農業振興地域整備計画の変更については、議案書8、9ページ、資料3に記載のとおりです。県営湛水防除事業を実施するためにマスタープランの変更を行うものです。</p> <p>このことについて、今月25日と28日に農地部会の各分会を開催し、協議の結果、お配りしております別紙1から3の回答とすることをご了承をいただき、本日の定例総会に上程させていただきました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。本冊4ページの議案第27号新潟農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。次に、本冊6ページの議案第28号横越農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。次に、本冊8ページの議案第29号亀田農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について、原案のとおり承認することに異</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の10ページになります。石山地区で2件、亀田地区で2件の計4件について届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の11ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したのものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。大形地区で3件、大江山地区で1件、両川地区で1件、横越地区で1件、亀田地区で1件の計7件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の12ページをご覧ください。新潟地方法務局から記載の7件について、照会がありました。新潟地区で1件、大形地区で1件、大江山地区で1件、鳥屋野地区で2件、亀田地区で2件の照会で、現地確認のうえ非農地として回答しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の14ページ、15ページをご覧ください。石山地区で1件、鳥屋野地区で7件、亀田地区で1件の計9件2,873㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理につい</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>てです。議案書の16ページ, 17ページをご覧ください。石山地区で2件, 大形地区で3件, 鳥屋野地区で1件, 曾野木地区で1件の計7件 5,176.91 m²の届出書を受理しましたので, ご報告いたします。以上で, 説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について, ご質問, ご意見はありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんからご質問, ご意見がありませんので, 報告を終わります。以上で農地部会所掌の議事は終了しましたので, 議長を別所農政振興部会長と交代いたします。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>(別所農政振興部会長 挨拶)</p> <p>それでは, 農政振興部会所掌の議事を進めます。別冊の議案第30号新潟市農用地利用集積計画の決定について, 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>振興係の八百板です。別冊の議案第30号について, 説明いたします。表紙をめくっていただきますと, 地区別実績表の合計となっています。利用権設定が大江山地区2件で, 面積が2,844 m²になります。続きまして, 1ページめくっていただきますと利用権設定の契約内容となっています。すべて相対で新規契約した案件になります。契約内容ですが, 土地改良費を貸し手が負担し, 賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容となっています。2号は使用貸借です。以上が, 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画です。最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については, 一番下段に記載しているとおり, 7月14日からとなっています。ご承認後は, 産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>今ほどの事務局の説明について, ご質問, ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。別冊の議案第30号新潟市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定いたします。次に本冊18ページの議案第31号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見について、事務局の説明をお願いします。</p>
農政振興係長	<p>議案第31号について、説明いたします。農林水産部農林政策課より、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更にあたり、意見照会のあった案件です。はじめに基本構想ですが、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が地域農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、県が定める農業経営基盤強化促進基本方針を踏まえ、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、農業経営体の規模等の指標や農用地の利用集積目標や実現のための措置など市町村が定める計画になります。変更点を要約した資料4-1に沿って説明させていただきますので、資料4-1をご覧ください。本構想につきましては、市内の4農協と6農業委員会への意見照会を経て、7月に市の農業振興地域整備審議会で審議され、県へ同意申請を行う予定となっております。次の基本構想の変更内容ですが、枠で囲まれた①から④までの4点が今回、変更される内容です。また、今回の変更で本構想は、10年後の令和12年度を目標年次としています。変更内容についてですが、1点目は、営農類型ごとの農業経営指標の更新についてです。これまで、18類型19指標であったものを、12類型19指標に整理し、他産業並みの所得を確保できるモデル的な指標としています。続いて2点目ですが、農地集積率目標は85%、育成すべき経営体については、個人経営体1,500、組織経営体100、合計1,600経営体を目標としています。3点目は、農地利用集積円滑化事業に関連する記載削除です。4点目については、その他法律改正や施策の変更や団体統合に伴い、文言等について修正を行っています。対策委員会で協議していただきましたところ、意見なしということでありましたので、農</p>

議長(農政振興部会長)	<p>業委員会として意見なしとすることを案として本議会に提出させていただきました。本日お配りした別紙4のとおり報告してよろしいか、ご審議おねがいします。</p> <p>ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>質問、ご意見がないようですので、これより審議に入ります。本冊18ページの議案第31号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>
議長(会長)	<p>鈴木農地部会長さん、別所農政振興部会長さん、ありがとうございます。以上で、議事として提案した案件について終了しましたが、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日お配りした資料ア令和3年7月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長、農地部会関係、右が農政振興部会関係、その他となっております。農地法関係の許可、届出ですが、5日、13日、26日が届出の締切日、8日が許可申請の締切日となっております。13日は、午後2時から農業振興地域整備審議会が白山会館で行われます。虎澤会長からご出席いただきます。15日は、午前10時30分から県農業会議の常設審議委員会がJA新潟ビルで行われます。虎澤会長からご出席いただきます。27日は、午後1時15分から入札室で東ブロック対策委員会が、また301会議</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 小戸田修子

署名委員 山岸信一
